

「藤三広店」変更届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 藤三広店

所在地 呉市広本町三丁目12番1号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び住所地

(変更前)

| 名称 | 住 所 | 変更日・理由 |
|--------------|---------------|--------|
| ショッピングセンター藤三 | 呉市広本町10269番地外 | — |

(変更後)

| 名称 | 住 所 | 変更日・理由 |
|------|---------------|--------------------------------------|
| 藤三広店 | 呉市広本町三丁目12番1号 | 令和元年11月13日 店名の変更及び住所地表記を住居表示とするため |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 名称 | 代表者 | 住 所 | 変更日・理由 |
|-----------|----------------|---------------------|-----------------|
| 株式会社藤三 | 代表取締役 藤村 重造 | 呉市広本町三丁目12番26号 | — |
| 株式会社ナフコ | 代表取締役 深町 勝義 | 北九州市小倉区鍛冶町一丁目2番16号 | 平成30年7月2日 閉店 |
| 株式会社竹雅園 | 代表取締役 桑田 勝彦 | 呉市本通一丁目1番11号 | 平成30年7月2日 閉店 |
| 渡辺 静恵 | — | 呉市広古新開一丁目9番27-1001号 | — |
| 株式会社住吉時計店 | 代表取締役 住吉 正人 | 呉市中通四丁目12番17-101号 | 平成30年7月2日 閉店 |
| 有限会社千園 | 代表取締役 藤村 利江 | 江田島市江田島町江南一丁目9番21号 | 平成30年7月2日 閉店 |
| 武井 大典 | — | 呉市広本町二丁目13番15号 | 平成30年7月2日 閉店 |

(変更後)

| 名称 | 代表者 | 住 所 | 変更日・理由 |
|--------|----------------|----------------|--------|
| 株式会社藤三 | 代表取締役 藤村 重造 | 呉市広本町三丁目12番26号 | — |

| | | | |
|------------------|-----------------|---------------------|--------------|
| 渡辺 静恵 | — | 呉市広古新開一丁目9番27-1001号 | — |
| 株式会社H I — T O | 代表取締役 岩本 真継 | 呉市広多賀谷二丁目3番9号 | 令和元年11月13日入店 |
| 有限会社カネイ | 代表取締役 伊牟田 浩二 | 呉市焼山北三丁目23番25号 | 令和元年11月13日入店 |
| 株式会社大創産業 | 代表取締役 矢野 靖二 | 東広島市西条吉行東一丁目4番14号 | 令和元年11月21日入店 |

3 変更の年月日

2 変更した事項(1), (2)のとおり

4 変更する理由

2 変更した事項(1), (2)のとおり

5 届出年月日

令和元年12月13日

6 届出等の縦覧場所

呉市産業部商工振興課 (呉市中央4丁目1番6号)

7 届出を縦覧することができる期間及び時間帯

(1) 期間

本日から令和2年4月23日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

(2) 時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで

8 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に市に対し、次のとおり意見を提出することができます。

(1) 提出期限

令和2年4月23日

(2) 提出先

呉市産業部商工振興課